

「おらほの申告教室」を開催しました！

昨年12月に、町民の皆さんが所得税・町県民税の申告についての理解を深め、申告に備えるための「おらほの申告教室」を開催しました。

教室では、「申告とは？」という基本的な部分から、自分で上手に申告することで「節税」ができるということなどを取り上げ、終了後のアンケートでは「よく分かった」「また参加したい」という声を多くいただきました。



◎ここでは、教室参加者の疑問や質問の中から、多くの方が気になっているものをご紹介します。

医療費控除について



ドラッグストアで買った風邪薬は医療費控除の対象になる？



風邪薬などの医薬品をドラッグストアで購入した代金も医療費控除の対象となります。その際は、医薬品名が記載されている領収書・レシートを保管しておく必要があります。



インフルエンザの予防接種はどう？



インフルエンザに限らず、予防接種は医療費控除の対象になりません。



「生命保険等の補てん額」って何？



例えば、入院したことで生命保険会社から保険金が入った場合、その保険金が生命保険の補てん額ということになります。医療費控除では、支払った医療費から生命保険等の補てん額を差し引いた額が控除の対象となります。

農業・漁業などの事業所得について



事業をやっている、作業場でストーブを使うんだけど、その灯油代って経費でとれるの？



作業中に使用するストーブの灯油代は、経費に取れます。灯油代に限らず、**事業で使ったものは経費に取れます。**



事業で使うガソリンを買ったんだけど、経費にとるとき、レシートじゃダメなの？



レシートは領収書の代わりになります。商品名が記載されていない場合は何を買ったか、レシートに記載しておきましょう。

「おしえて おさむね君！」＜申告相談Q&A＞

「申告は必要？」編



税務署で申告するんだけど、それでも町に何か書類を出さないといけないの？



税務署で確定申告をする場合は、町への届出は必要ありません（郵送やインターネットでの申告も同様です）。



サラリーマンで、今まで申告をしたことがないけど、今年は何もしないといけないの？



適切に年末調整した給与所得者（サラリーマン）は原則、確定申告をする必要はありません。また、町への届出も必要ありません。ただし、雑損失の繰越控除や年末調整をしていない控除を受ける場合などは、確定申告をする必要があります。



年金暮らしで、年金の他には何も収入はないけど、申告はどうすればいい？



収入が**公的年金のみ**で、その金額が**148万円以下（65歳未満は98万円以下）**の方は、**申告の必要がなく、町への届出も不要です。**また、収入金額が148万円を超えて400万円以下の場合も申告は不要ですが、各種保険料控除等の控除を受けるには申告が必要となります。



収入がなかった場合は、何もしなくて大丈夫？



年間の収入がない場合は、確定申告は必要ありませんが、役場に収入のない旨の届出をする必要があります。収入のない旨の届出書は、町から送付する申告案内書に同封していますので、必要事項を記入して役場窓口へ提出してください。

「会場でやってくれる？」編



漁業（農業）をやっている、これまでは、町の申告相談会場に領収書をそのまま持って行って整理してもらってたけど、今年はダメなの？



帳簿記帳の義務化に伴い、事業所得者（漁業者や農業者など）は、帳簿や領収書をもとに作成した**収支内訳書を準備しなければ、町での申告相談受付ができません。**



医療費控除を受けるときは、医療費の領収書を持っていけば申告できるんですよね？



医療費控除の申告には、支払った**医療費**と保険金などで**補てんされた金額を整理・計算していないと町での申告相談受付ができません。**町から送付する申告書類確認票（冊子）を参考に、事前に準備しましょう。